

● 岩見沢市議会基本条例（素案）に対するご意見と市議会の考え方

第2章 議会及び議員の活動原則			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(議会活動の原則)</p> <p>第3条 議会は、市政における意思決定機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき行動しなければならない。</p> <p>(1) 市長等による事務の執行を監視し、けん制し、評価を行うこと。</p> <p>(2) 多様な市民の意見を把握し、市政に反映できるよう市民参画の拡充に努めること。</p> <p>(3) 意思決定にあたって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通し、合意形成に努めること。</p> <p>(4) 公正性及び透明性を確保した議会運営を目指し、市民から信頼される議会を目指すこと。</p> <p>(5) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申し合わせ事項等を継続的に見直すこと。</p>	1	<p>本条例、議会への関心度の向上や開かれた議会運営といった議会改革の根幹となるものであると認識しつつ、以下の点について意見を記します。</p> <p>第3条第1項第1号中、「市長等による事務の執行を監視し、けん制し、」とあるが、まちづくり基本条例第10条第1項においても規定されている。</p>	<p>本条例においても、まちづくり基本条例の規定と同様に規定することとし、案のとおりといたします。</p>
	2	<p>第3条第1項中2行目「行動」 見出しは「活動」とある「活動」と置換如何。</p>	<p>本条に掲げる原則に基づいた行動の一つ一つが議会としての活動全体に集約されるという意味合いから、案のとおりといたします。</p>
	3	<p>第3条第2号中「市民参画の拡充」 「参画」の後に「機会」を挿入 如何か。</p>	<p>市民参画をより実効性のある充実したものにするという意味合いから、案のとおりといたします。</p>
	4	<p>第3条第4号中「を確保した」 「のある」に置換は如何か。</p>	<p>第17条で関連条例と表現を統一するために「透明性を確保しなければならない」という表現を用いており、本条では第17条と表現を統一していることから、案のとおりといたします。</p>

<p>(議員活動の原則)</p> <p>第4条 議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 市民がまちづくりの主体であることを認識し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市全体のまちづくりの視点で市民福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、広く市民の意思を把握し、これを政策形成に反映できるように努めること。</p> <p>(3) 議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究、自己研鑽に努めること。</p> <p>(4) 議会活動について、積極的に情報の発信を行うとともに説明責任を果たすこと。</p>	5	第4条第1号「にとらわれず」「ではなく」に置換は如何か。	特定の視点に限定したり、枠にとらわれたりすることなく、広く市全体の視点で、という意味合いから、案のとおりといたします。
	6	第4条第3号中「調査研究」後に「及び」を挿入如何か。	法制担当と調整の上、案のとおりといたします。
<p>(議会の合意形成)</p> <p>第8条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の公平で自由な討議を中心に運営されなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。</p>	7	第8条第1項中「自由な」「自由かつ達な」に置換は如何か。第3条第3号との関連。	第3条第3号の文言を改め、本条は案のとおりといたします。

第3章 市民参加及び市民との連携			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
(市民参加及び市民との連携) 第10条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、議会広報の充実を図らなければならない。 2 議会は、市民の意向を議会活動に反映することが出来るよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。 3 本会議及び委員会は、公開を原則とする。 4 議会は、地方自治法に規定された公聴会制度及び参考人制度を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めなければならない。	8	第10条第1項の「情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用」とあるが、第19条第2項では「議会広報、ホームページその他の広報活動」とあるため、どちらかに統一すべきでは。	第19条第2項は実施状況の公開を主眼とした規定であるのに対し、本条は時代とともに発達する情報技術を広報広聴活動に取り入れることに主眼をおいた規定として整理していることから、案のとおりといたします。 ※(議員研修の充実強化) 第19条 議会は、市政の課題を多角的な視点から捉え、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。 2 議会は、議員研修及び調査研究の実施状況を、議会広報、ホームページその他の広報活動により公開するものとする。
	9	第10条中、「情報技術の発達」を「情報通信技術」に改めては	
第6章 議員定数及び報酬等			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
(政務活動費) 第17条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政策立案又は議案等の審議及び審査のための調査研究等に資する活動費用として活用し、その用途を収支報告書とともに報告し、透明性を確保しなければならない。 2 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。	10	第17条第1項中「報告し」誰に報告するのか主体が抜けている。	ご指摘を受け、「報告し」の前に「議長に」を追加し、文言の整理を行います。
第7章 議会の機能強化			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
(議会図書室の充実) 第22条 議会は、議員の調査研究のため必要な図書その他必要な資料を収集し、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。 2 議会図書室の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。	11	第22条第1項中「図書その他必要な資料を」「必要な図書及び資料を」に改める如何に。	ご指摘を受け、文言の整理を行います。

第8章 最高規範性及び見直し			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(最高規範性)</p> <p>第24条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定し、及び改廃してはならない。</p> <p>2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例及び規則等を遵守し、議会を運営しなければならない。</p> <p>3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始日以後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。</p>	12	第24条第1項中「及び」 「及び」を使うなら文言整理の要あり如何に。	ご指摘を受け、「及び」を削除して文言の整理を行います。
	13	第24条第3項では、「議員に対して本条例の理念を浸透させる」とあるが、市民に対しても同様であるため、この見出しではなく第3章に移行しては	本条は、議会内で共通認識を持つことから、案のとおりといたします。市民に対する広報については、ご指摘のとおり第3章の規定に基づき取り組んでまいります。
<p>(見直し手続き)</p> <p>第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、毎年、議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果により、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 議会がこの条例を改正するときは、本会議において、改正の理由及び経緯を詳しく説明しなければならない。</p>	14	まちづくり基本条例第5章「市政運営」では、財政状況や行政評価の結果などについて、公表することを位置付けています。議会基本条例第25条では毎年の進捗管理を規定していますが、「検証するものとする。」に留まっており、「条例改正の時のみ公表」と読み取れるため、毎年度行う進捗管理にあっては、その結果においても、議会への関心度の向上のためにも、「市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。」を加える必要があるのでは。	ご指摘を受け、以下のとおり文言の整理を行います。 「毎年、議会運営委員会において検証し、公表するものとする。」
	15	第25条の見出し中「見直し」 「検証」に改める如何に。 市民の主体である市民の声（有権者）が生きる検証システムの導入が必要と思うが、議会としてどう考えるか、是非、検討を願いたい。	本条は検証後の条例改正等の措置も含めた見直し全体に関わる規定であることから、案のとおりといたします。また、検証方法の詳細については、今後検討してまいります。